

令和9年4月1日から水道料金等を改定します

水道料金等の改定について、令和7年5月に山都町水道事業及び簡易水道事業運営審議会へ諮問を行い、意見を伺いながら慎重に検討してきました。その結果、令和8年1月に審議会から料金等の増額改定案について承認する答申を受け、令和8年6月山都町議会定例会に上程し「山都町水道事業給水条例の一部を改正する条例」が可決されましたので、令和9年4月1日から水道料金等を改定いたします。

安定した水道水の供給を将来世代に引き継いでいくために必要な取り組みですので、ご理解賜りますようお願いいたします。

料金改定の必要性

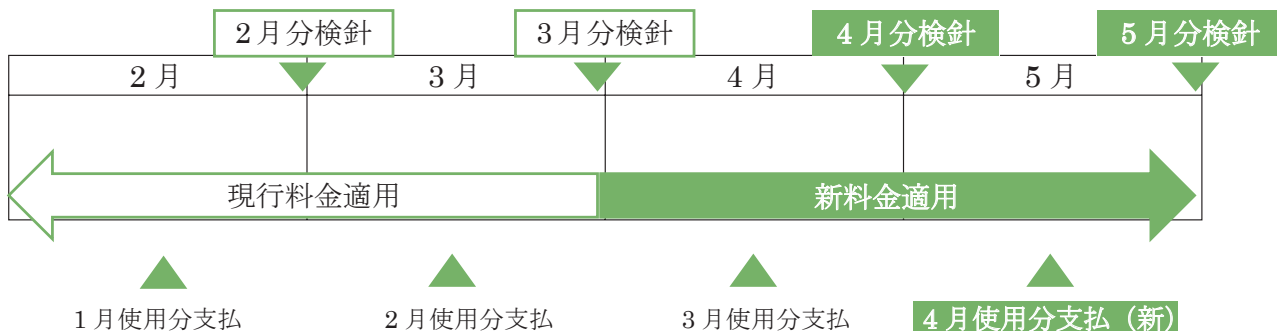
水道事業は、皆様から頂戴する水道料金を主な財源として運営する「独立採算制」となっています。

配水池や水道管などの水道施設の老朽化が進んでおり、今後は、施設の機能維持の重要性が高まっていきます。老朽化が進むと、水道管の破裂や設備の故障により漏水や断水が発生しやすくなり、皆様の生活に大きな支障をきたす恐れがあります。また、地震などの災害時においても断水による影響を最小限にとどめるための対策も行う必要があります。

一方で、人口減少により料金収入は今後減少していくと見込んでおり、水道事業の現状や将来の見通しに加え、近年の物価高騰を踏まえると、現在の水道料金のままでは経営が成り立たなくなると予測されるため、水道料金の改定をお願いすることになりました。

水道料金の改定

新料金は、令和9年4月使用分（5月請求分）の料金計算からの適用となります。



水道料金表

口径	基本料金		基本水量	従量料金（1㎡につき）		
	現行	新		使用水量	現行	新
13mm	1,320 円	1,584 円	7㎡まで	7㎡を 超える分	187 円	231 円
20mm	1,474 円	1,782 円				
25mm	1,496 円	1,804 円				
30mm	1,617 円	1,947 円				
40mm	1,804 円	2,167 円				
50mm	4,389 円	5,269 円				
75mm	5,412 円	6,501 円				
公共用	660 円	792 円	—	1㎡につき	374 円	451 円
一時用	—	—		消火栓 1 個 1 回につき	1,320 円	1,584 円
消火栓 (演習用)	—	—				